

「共生」型サービス



共生型ディが地域福祉の未来を切り開く。

少子高齢化が進んでいます。赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関係なくケアできる「共生型福祉施設」。認知症の高齢者が幼児と一緒にいると改善・回復がみられると評価が高まっている取り組みです。富山県が20年前から取り組み「富山型」とも呼ばれ、現在、国の厚生労働省も被災地に普及奨励しはじめています。

今年3月8日には富山市より「にぎやか」の代表 阪井由佳子さんをお招きし、共生型ディに取り組む思いや理念。また実際の現場での体験について語って頂き、更にいじめ問題などに取り組むセカンドステップの伊藤なおみさんや、金山の認定こども園めごたまの井上亘先生、羽黒山伏の星野文紘氏とともにディスカッションをおこないました。

更に5月11日には実行委員会で、富山「なごなるの家」代表の志麻愛子さんをお招きし、「富山型ディを鶴岡でつくるには」と題して主に制度面の事をお話し頂き、更に新庄市で共生型に取り組む「こんぺいとう」理事長の川又真貴子さん、鶴岡ハビビ代表の橋本由美さんとともにディスカッションしました。

指定事業所に、「基準該当」という仕組みで組み入れる事が鍵と伺い、今年度の特別委員会6月議会から提言を続けています。現在、鶴岡市内でも高齢者の指定介護施設に障害者を基準該当サービスで認めている事業体が4施設あることがわかりました。更にこの4月から国の制度変更により、高齢者の指定介護施設に障害児を基準該当で認める制度が県内でもはじまっています。8月には静岡県の共生型「ふじのくに型福祉施設」について視察取材しました。「共生型」の重要性をより認識し、制度をもっと周知する必要があるのではと6月委員会で質疑。更に提言を続けて参ります。

[→ インターネット動画で配信中です。](#)



「にぎやか」の代表 阪井由佳子さん



「なごなるの家」の代表 志麻愛子さん

シンポジウムより

安倍総理・政府は憲法違反！ 7/1 集団的自衛権公使容認の閣議決定

安倍総理は7月1日、集団的自衛権の公使容認を閣議決定しました。これは憲法違反(99条)であり、暴挙そのものであると考えます。

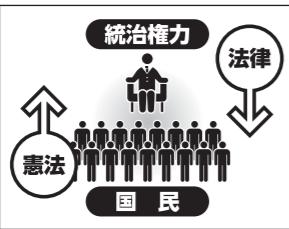
改めて、憲法とは何か、法律との違いって？

はて!?と思った方は、これだけは覚えていてください。

「法律」は個人の自由を国が制限して社会秩序を守りますが、憲法は国民が国家権力を縛る道具です。多数決でも変わらぬ人権の尊重などの価値を、前もって憲法の中に書き込み、民主的に(多数決など)正当性を持った国家権力であっても憲法で拘束するというのが近代立憲主義です。



田川地区集会とデモに参加



憲法は国民が統治権力を縛る道具

日本国憲法は、多くの犠牲を強いた戦争の反省から、9条で徹底した積極的非暴力平和主義・恒久平和を立憲主義の目的にし、平和の実現のために、国家にしばりをかけ続けてきました。

集団的自衛権について、政府解釈を変更し閣議決定(大臣だけで決める)ことで容認するということは、本来憲法によって縛りをかけられるべき政府が、その縛りをとるという立憲主義の破壊です。

集団的自衛権の本質は同盟国のために海外派兵する点であり、「戦争ができない国から、戦争ができる国になる」という重大な問題であり、平和憲法9条の憲法解釈を超えていくことは自明であります。戦争の前線に国民を送り出し、命を落とす危険にさらすことの是非について、安倍政権が、国民的議論も経ずに与党密室審議のみで閣議決定したことは、民主主義の破壊でもあり、暴挙そのものであると考えます。

今、立憲主義をはじめ、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重というこの国の基本原理が破壊されようとしています。積極的平和主義などと詭弁を使い最大の人権侵害・環境破壊である「戦争」できる国に進めようとしている安倍政権の暴挙・暴走を、止めなくてはなりません。今後、閣議決定の撤回、関連法案の阻止をめざし、市民運動と連携して行動していきます。

自民党県議団の憲法改正意見書に反対! 立憲主義を理解していないのでは？

山形県議会6月議会。最終日の7月4日、自民党県議団から、「憲法改正の早期実現を求める意見書」が提出されました。趣旨は、国会議員の発議要件第96条を改正し、憲法を国民の手に取り戻すことを強く要望する。というものです。



草島は本会議場で以下(要旨)のように徹底的に反論しました。

「立憲主義」の大原則として、憲法とは国民が時の権力を縛る法であり最高法規である。それを変える際、法律よりも厳格な手続きが必要だからこそ硬性憲法といえるのだ。

現行憲法の発議要件2/3と国民投票の過半数という日本の憲法改正手続きは、硬性憲法として国際的に常識的であり、米国はより厳しい(両院の3分の2の賛成による発議を受けて、全州の4分の3の州議会の賛成による承認)

国民も国民投票の際に、情報操作等に流されて正しい判断ができる危険性がある。そして民主主義には、多数欠の民主主義と少数・弱者の意見の価値を認める立憲民主主義があるが、この憲法改正発議においても1/3の少数の意志の価値を認め、国会で熟議することが必要となるのが、立憲主義の精神である。もし、過半数にすれば、自民党は、昨年の特定秘密保護法の際に政権与党だけの強行採決をおこなうに違いない。

また、憲法に縛られる側の権力者側が憲法改正のルールである96条を変えようすることはまさに本末転倒だ。「改憲の裏口入法」と、改憲派の憲法学者からも批判された事を忘れたのか?

「国民投票をやりやすくして憲法を国民の手にとりもどす」は安倍首相の言い回しだが、そもそも憲法は国民のものであり、権力者を縛るためのものである。根本の解釈が間違っていることを指摘し反対の討論とする。

草島は、今年6月15日に立ち上がった超党派の自治体議員立憲ネットワーク、三重県松坂市長らが立ち上げたピースワイング(平和の翼)議員の会に所属、ネットワークし行動して参ります。憲法9条の平和ブランドをみんなで守りましょう。

最上小国川問題▶ダムをつくってダムのない川以上の清流!?を目指す県て? 山形県の最後の清流が県民の税金100億円で失われる!?年22億円の自然資本を失う、県政史上最悪の環境破壊問題。

2014年2月10日。朝。この14年余り、共に問題に取り組んできた小国川漁協の沼沢組合長が自死しました。

昨年末の12月初旬に、山形県は沼沢さんを筆頭に、ずっとダム反対を貫いてきた小国川漁協(組合員1100名)に対して、「治水の協議に参加しなければ、1月1日の更新を認めず、漁業権剥奪する可能性がある」と示唆しました。そこで沼沢組合長は「治水というならばこれまでほとんど協議されていない「ダムに依らない治水対策についても話し合えるのですね」と農林水産部長に確認をし、協議に臨んだのでした。しかしその協議は「ダムありき」。ダムに依らない治水対策など全く話し合う余地もなく、更に自身の発言の一舉一動が漁業権剥奪に繋がると思慮した沼沢組合長は精神的に追い詰められ、2回目の協議の打ち合わせに阿部農林水産部次長が来るその日の早朝、自死でした。「あたかもダム容認しなければ漁業権剥奪するぞ」などとした県の姿勢は水産行政史上前例のない暴挙と、漁業権に詳しい熊本一規 明治学院大学教授、環境法律家連盟等から非難の声があがり、全国からWEB署名を含む2万通のダム反対署名が集まり提出しています。

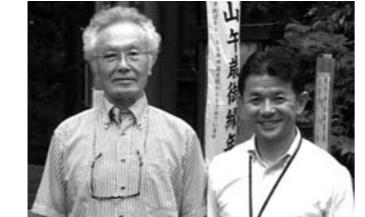


故 沼沢勝善組合長と



国内一級級の川・漁業権、魚類生態学者の先生方が集結(5月17、18日)

県は漁協反対のまま、3月議会、26年度予算にダム本体工事を計上。草島のみ反対で予算通過しました。私達は、5月17、18日には故沼沢組合長追悼の全国シンポジウムをおこない、全国有数の河川工学者、魚類生態学者らから、赤倉温泉地域の河道改修を湯脈に影響なくおこなうことは容易である。県がつくった堰を取払い河道改修することこそ、外水、内水被害を防ぐ事ができ、河川全体の環境を守ることができる。更に中心の旅館が倒産し、全体が老朽化した赤倉温泉街を再生する絶好の機会になる。ダムよりも持続可能な流域に貢献できる。と結論づけました。



故 沼沢勝善組合長と
アユ学55年世界的な魚類生態学者
川那部浩也先生と



小国川名物松原アユ
サクラマスの産卵場所である

眞に命・財産を守る治水・治山対策とは

この夏、県内では、南陽市、更に広島など、全国各地で台風やゲリラ豪雨による自然災害が相次いでおこりました。南陽市については被災直後に現場、立ち上げ時のボランティアセンターにて全国から来るNPOスタッフと現場を共にしました。現場に行った際、被災された方から、見せていただいたのが右の写真。橋脚に流木、屋根の一部等がひっかかり、その後、ダムのように働き、川をあふれさせ周囲に水害が広がったとのこと。もし穴あきダムが閉塞したら同様の事がおこります。

今、洪水から身を守る、治水・対策の注目事例は、滋賀県のかだ前知事が肝いりで実現させた「流域治水基本条例」です。「流す」「ためる」「そなえる」「とどめる」の4つの原則により流域治水政策を推進するため「地先の安全度」に関する情報を公表し、そもそも危険な地域には住まわせないようにする事が盛り込まれています。先般、静岡県の防災センターで受けた津波想定のDIG(図上訓練)でも「そもそも避難しなければならないところに、役場、福祉施設、学校などを作らない事が大原則ではないか」と結論されました。

▶山形の土砂災害危険箇所は3771箇所。内、鶴岡市内744箇所。現在砂防ダムは全県で608カ所あり整備率は26%。
でもダムや防潮堤よりも、危険な地域の施設、家屋移転等の対策こそ急務ではないでしょうか。特に新設時は考慮すべきです。

県は「穴あきダムなら環境にやさしい」としてきましたが、アユ研究55年の世界的権威 川那部浩也京大名誉教授が6月現地を踏査し、3名の研修者とともに、「アユに影響がほとんどない」と中間報告した「最上小国川流域環境保全協議会の調査報告についてアユそのものに関する調査や検討が全く存在しない」等を指摘した意見書を提出しました。県には以前からこうした科学者との公開討論会を促していますが、県は拒否し続け、科学的知見を無視排除しました。

県は、漁協に対して、「ダムをつくってもダムの無い川以上の清流を目指して漁業振興をおこなうダムを容認するなら懸案の孵化場の井戸の整備をおこなうなど、漁業振興に力をいれます。等と、ダム容認派の組合長とともに、漁協内部を懐柔していました。



穴あきダムは穴閉塞のリスクが高い



赤倉温泉の河道改修は三方よし

6月8日おこなわれた総代会ではダムやむなしに賛成57人対、反対46人となりました。しかしながら、漁業法的にダム容認するには特別決議で2/3以上の賛同が必要であり、又、漁業権は組合員に帰属するので補償交渉の際は全員の同意が必要であり、法的にダム容認したことにはならず、本体着工は不可能です。

私は、「ダムのない川以上清流のダム河川」で、どこにそんな川があるのか?「科学的にありえない事を行政目標にかかげていいのか?と6月の委員会で質疑、県は「あくまで目標」と返しました。

これまでの「穴あきダム」の先例は島根県益田川ダム、金沢の辰巳ダムなど3例しかなく、アユだけで1億3千万円もの漁獲高をあげているような清流につくられたためではありません。まるで小国川を実験台にするような話なのです。

次の世代に何を手渡すか。県民の税金(国税を含め)約100億円をつかって、年間22億円の経済効果を生み出していると試算された清流環境を失うかどうか。正念場を迎えていきます。

「川の力を失ったら、漁業振興にならない」と信念をもって、琵琶湖アユを断わり、全国初で独自の川からのアユ種苗の放流事業をおこない、更に生態系を破壊するダムに反対し続けてきた故沼沢組合長の遺志を継ぎ、なんとしても清流を守り、最上川水系で唯一ダムに遮られない庄内浜までの森里海連環を守り、次世代に手渡したいと思うのです。



南陽市ボランティアセンターにて